

土地区画整理事業における道路工事の積算の誤りについて

令和3年5月31日  
都市整備部

1 趣旨

盛岡市が令和3年3月29日付けで契約締結した区画道路工事(2件)の工事積算において、積算に誤りがあることが判明した。正しい設計額とした場合、落札者が異なる結果となり、入札の公平性、公正性の観点から、契約の解除をすることとなったものである。

なお、工事の進捗については、施工前の現地調査の段階であり、資材調達も行っていないため、現場での進捗はないが、準備に掛かった費用については清算するものである。

2 工事概要

- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| (1) 工事名 | 都市計画道路岩手飯岡駅三本柳線道路改築その2工事        |
| 工事場所    | 盛岡市永井22地割外地内                    |
| 工事期間    | 令和3年3月30日から令和3年12月17日           |
| 工事内容    | 側溝工 335m, 舗装工 4,131㎡ 路盤工 4,131㎡ |
| 契約額     | 109,120,000円                    |
| (2) 工事名 | 都市計画道路岩手飯岡駅三本柳線道路改築その3工事        |
| 工事場所    | 盛岡市津志田14地割外地内                   |
| 工事期間    | 令和3年3月30日から令和3年12月7日            |
| 工事内容    | 側溝工 355m, 舗装工 2,753㎡ 路盤工 2,745㎡ |
| 契約額     | 94,140,200円                     |

3 経過

令和3年3月29日(月) その2, その3工事請負契約締結。

令和3年4月13日(火) その2工事の市担当者が単価適用年月の変更設計の際に側溝の積算誤りを確認。同製品を使用しているその3工事も再確認したところ同様の誤りを確認。

令和3年5月18日(火) 受注者と契約解除の同意書の締結。

令和3年5月19日(水) 応札者への謝罪と説明。

～5月20日(木)

4 違算の内容

側溝の単価について、1mあたりの材料単価を入力する必要があったが、誤って1個(2m)あたりの材料単価にて積算したことにより過大となり、設計額がその2工事は3,913,000円(税抜)、その3工事は2,956,000円(税抜)過大となったものである。

## 5 原因

側溝の積算については、積算システムにおいて、1個あたり2mの材料単価を入力し、内訳表にて1mあたりに換算され、積算されていたが、令和2年9月に土木工事標準積算基準書の改定があり、同年10月以降に作成する設計書においては、1mあたりの単価を入力するところ、誤って1個(2m)の単価を入力したことにより、2倍の単価にて積算したものである。

積算にあたっては、設計者と精算者の二重のチェックを行い、担当係長が全体の設計の内容を確認し、課内の設計検討会において審査を経る仕組みとなっているが、基準書の改定について見落とされ、誤りを確認することができなかったものである。

なお、同年10月以降市発注工事において、同様の側溝を使用した工事は、当課以外無いことを確認している。

## 6 今後の対応

今回の2件の工事については、受注者と協議のうえ、契約解除同意書を取り交わし、原契約の解除を行い、準備に掛かった費用を清算した。今後の工事については、改めて入札の手続きを進めていくものである。

## 7 再発防止

- (1) 土木工事標準積算基準書の改定内容のチェックシートを作成し、設計内容について段階的に確認を行う。
- (2) 積算システムに材料費等の直接入力が必要な単価について、内訳を確認する等の周知徹底や設計者、精算者間でのチェック体制の再強化を図る。